

<別冊> 東芝グループ環境関連物質リスト 第 2.0 版

<表 1> ランク A: 禁止物質(群)

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法(製造禁止)
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料 (特定アミンを形成するものに 限る)	特定アミンとして 0.003 重量% (30ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01 重量%(100ppm) (注 1、注 2)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1 重量%(1000ppm) (注 1、注 2)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1 重量%(1000ppm) (注 1、注 2)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1 重量%(1000ppm) (注 1、注 2)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質 (例:CFC 類、HCFC 類、 HBFC 類、四塩化炭素等)	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類 (略称:PBB 類)	0.1 重量%(1000ppm) (注 1)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (略称:PBDE 類)	意図的添加の禁止(臭素数 4～7、10 に限る)または 0.1 重量% (1000ppm) (注 1)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A10	ポリ塩化ビフェニル類 (略称:PCB 類)	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A11	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上のものに限る)(注 3)	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A12	放射性物質	74Bq/g	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII 放射性同位元素等規制法 原子炉規制法 労働安全衛生法 電離則
A13	一部(炭素鎖長 10～13)の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止 または 0.1 重量%(1000ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A14	トリブチルスズ(略称:TBT)、トリフェニルスズ(略称:TPT)	意図的添加の禁止 またはスズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A15	ビス(トリブチルスズ)=オキシド (略称:TBTO)	意図的添加の禁止 またはスズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII 化審法 第一種特定化学物質
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A17	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名:アルドリン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A18	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ - 6,7-エポキシ- 1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒ ドロ-エンド-1,4-エンド-5,8- ジメタノナフタレン (別名: エンドリン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A19	黄りん(例: マッチの火薬に 含有している場合がある)	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A20	1,2,4,5,6,7,8,8- オクタクロ ロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒ ドロ-4,7-メタノ-1H-インデ ン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロ ロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ- 4,7-メタノ-1H-インデン及び これらの類縁化合物の混合 物(別名: クロルデン又はヘ プタクロル)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A21	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレ ンジアミン、N-トリル-N'-キ シリル-パラ-フェニレンジア ミン又は N,N'-ジキシリル- パラ-フェニレンジアミン	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A22	ダイオキシン類	意図的添加の禁止	ダイオキシン特措法
A23	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4- クロロフェニル)エタン (別名: DDT)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A24	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ -6,7-エポキシ- 1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒ ドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8- ジメタノナフタレン (別名: デイルドリン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A25	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2.2.1]ヘプタン(別名:トキサフェン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A26	2,4,6-トリ-ターシャリーブチルフェノール (略称:2,4,6-TTBP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A27	β -ナフチルアミン及びその塩	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A28	4-ニトロジフェニル及びその塩	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A29	ビス(クロロメチル)エーテル	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A30	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A31	ベンジジン及びその塩	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A32	ベンゼン	意図的添加の禁止	労働安全衛生法(製造禁止)
A33	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加の禁止 または 0.1 重量%(1000ppm)	東芝グループ 禁止物質 化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A34	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン (別名:マイレックス)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A35	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名:ケルセン又はジコホル)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A36	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン(別名:六塩化ブタジエン又は HCBd)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A37	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOS)又はその塩	意図的添加の禁止 または 0.1 重量%(1000ppm) (表面処理の場合 1 μ g/m ²)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII 化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約 付属書 B

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A38	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)フルオリド (別名:PFOSF)	意図的添加の禁止または 0.1 重量%(1000ppm) (表面処理の場合 1 μ g/m ²)	東芝グループ 禁止物質 化審法 第一種特定化学物質 POPs 条約 付属書 B
A39	ポリ塩化ターフェニル (略称:PCT 類)	0.005 重量%(50ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A40	三置換有機スズ化合物 (A14,A15 を除く)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A41	フマル酸ジメチル (略称:DMF)	0.00001 重量%(0.1ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A42	ペンタクロロベンゼン	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A43	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: α -ヘキサクロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A44	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: β -ヘキサクロロシクロヘキサン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A45	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名: γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A46	デカクロロペンタシクロ [5.3.0.02,6.03,9.04,8]デカン-5-オン (別名:クロルデコン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A47	ジオクチルスズ化合物 (略称:DOT)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4、注 5)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A48	ジブチルスズ化合物 (略称:DBT)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm) (注 4、注 5)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A49	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名:エンドスルファン又はベンゾエピン)	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A50	ヘキサブプロモシクロデカン (略称:HBCD)	意図的添加の禁止 または 0.01 重量%(100ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質
A51	一部の多環芳香族炭化水素(PAHs)	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm) (注 5)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称:DEHP)	0.1 重量%(1000ppm) (注 6)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A53	フタル酸ジブチル (略称:DBP)	0.1 重量%(1000ppm) (注 6)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A54	フタル酸ブチルベンジル (略称:BBP)	0.1 重量%(1000ppm) (注 6)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A55	フタル酸ジイソブチル (略称:DIBP)	0.1 重量%(1000ppm) (注 6)	東芝グループ 禁止物質 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A56	リン酸トリアリールイソプロピル化物(略称:PIP(3:1))	意図的添加の禁止	東芝グループ 禁止物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A57	ペルフルオロオクタン酸 (別名:PFOA)とその塩、 及び関連物質	1.PFOA とその塩 意図的添加の禁止または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25ppb) 2.PFOA 関連物質 PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量%(1ppm)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A58	ペルフルオロカルボン酸(略称:PFCAs)(炭素数 9～14に限る)とその塩、および関連物質	1.PFCAs(C9-C14)とその塩 PFCAs(C9-C14)とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%(25ppb) 2.PFCAs(C9-C14)関連物質 PFCAs(C9-C14)関連物質の合計で成形品や混合物中の 0.000026 重量%(260ppb)	東芝グループ 禁止物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A59	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(略称:PFHxS)とその塩、および PFHxS 関連物質	1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止または PFHxS とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%(25ppb) 2. PFHxS 関連物質 PFHxS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量%(1ppm)	東芝グループ 禁止物質 POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質(注 8)
A60	デクロランプラス	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則
A61	UV-328	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則
A901	ペンタクロロチオフェノール(略称:PCTP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 米国 TSCA PBT 規則(注 7)
A902	温室効果ガス(PFCs, SF6, HFCs)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A903	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分のみ)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A904	フタル酸ジイソデシル(略称:DIDP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A905	フタル酸ジノルマルヘキシル(略称:DnHP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A906	フタル酸ジイソノニル(略称:DINP)	意図的添加の禁止	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A907	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	意図的添加の禁止	POPs 条約 付属書 A 化審法 第一種特定化学物質

番号	物質(群)名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A908	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノール A)	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A909	コバルト及びその化合物	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A910	ネオジム及びその化合物	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII
A911	4-ノニルフェノール	0.1 重量%(1000ppm)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A912	メキシクロル	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

(注 1) 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。

(注 2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに 4 物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で 0.1 重量%(100ppm)を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

(注 3) 塩素数 1 は EU POPs 規則の対象となる EU 仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数 ≥ 2 を対象とします。

(注 4) 算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBT のみ混合物も含む)とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。

(注 5) EU REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

(注 6) EU RoHS 指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として 0.1 重量%以上の含有を禁止とします。EU REACH 規則対象となる場合、フタル酸エステル合計として可塑化した材料の 0.1 重量%以上の含有を禁止します。ただし、EU RoHS 指令、REACH 規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。

(注 7) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第 6 条(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性(PBT)を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。

(注 8) 化審法においては PFHxS 関連物質は指定対象外です。

＜表 2＞製品安全設計上の禁止物質

物質名	参照法令及び規制
赤りん(注 9)	東芝グループ 禁止物質

(注 9)「赤りん」は樹脂用難燃剤として使用されていますが、加水分解を防止するため粒子表面の処理が必要です(難燃剤メーカーで表面処理を実施、販売)。「表面処理を施していない『赤りん』(以下、「未処理の赤りん」と称す)」を難燃剤として樹脂に添加し、市場において加水分解で生成したりん酸によりコネクタや基板の電気配線部で短絡・発熱する事故が多発しました。いずれの事故も意図せぬ「未処理の赤りん」の添加・混入によって発生しています。

<表 3> ランクB:管理物質(群)

番号	物質(群)名	参照法令及び規制
B01	アンチモン及びその化合物	化審法 第一種指定物質
B02	ヒ素及びその化合物((B12)で指定された化合物を除く)	化審法 第一種指定物質 労働安全衛生法 特化物 毒物及び劇物取締法
B03	ベリリウム及びその化合物	化審法 第一種指定物質 労働安全衛生法 特化物
B04	臭素系難燃剤(PBB 類(A08)及び PBDE 類(A09)を除く)	東芝グループ 管理物質
B05	A903 へ登録変更(ニッケル及びその化合物)	—
B06	A904～906 へ登録変更(フタル酸エステル類 A52～A55 除く)	—
B07	ポリ塩化ビニル及びその化合物(略称:PVC)	
B08	セレン及びその化合物	化審法 第一種指定物質 毒物及び劇物取締法
B09	A902 へ登録変更(PFC類)	—
B10	A902 へ登録変更(HFC類)	—
B11	A902 へ登録変更(六フッ化硫黄)	—
B12	欧州 REACH 規則の SVHC(認可対象候補物質)(注 10)	東芝グループ 管理物質 EU REACH 規則
B13	別表 2 製品安全設計上の禁止物質へ登録変更(赤りん)	—
B14	A26 へ登録変更(2,4,6-TTBP) A36 へ登録変更(HCBD) A901 へ登録変更(PCTP)	—
B15	EU RoHS 指令 次期制限候補物質	
B16	化審法 第一種特定化学物質 次期指定候補物質(注 11)	
B17	PFAS(パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称)(注 12)(注 13)	
B91	2,2'-メチレンビス(6-tert-ブチル-p-クレゾール)(注 14)	

(注 10)EU REACH 規則第 59 条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

(注 11)POPs 条約対象物質における附属書 A(廃絶)および附属書 B(制限)への掲載が決定した物質(群)を含む。なお、化審法第一種特定物質の対象に決定した時点でランク A へ移行する。

(注 12)欧州化学品庁(ECHA)のパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) の規制案にて定義された PFAS

(注 13)米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第 8 条(a)(7)に基づき、40 CFR Part 705 § 705.3 の定義を満たす PFAS

(注 14)IEC62474 の DSL に記載されているが、法規制情報がないため、管理物質として扱います。

SVHC候補物質は下記ページをご覧ください。

<http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

GADSLは下記ページをご覧ください。

<http://www.gadsl.org>

改訂記録表

制定:2024 年 9 月 17 日

改訂:2025 年 3 月 1 日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1.0	2024.9.17	・東芝グループグリーン調達ガイドラインより分離し、新規発行 ・法改正に伴い、表2 ランク B:管理物質(群)の PFAS の注釈(注 13)を追記 ・表2 ランク B:管理物質(群)の(注 11)(注 12)の記載方法を修正
2.0	2025.3.1	東芝グループ見直し ・法改正に伴い、表1 ランクA:禁止物質(群)に 2 物質追加 A60 デクロランプラス(化審法 第一種特定化学物質) A61 UV-328(化審法 第一種特定化学物質) 東芝ライテック見直し ・法改正に伴い、表1 ランクA:禁止物質(群)に 1 物質追加 A912 メトキシクロル(化審法 第一種特定化学物質)